

極東開発グループ 行動綱領

1. 社会的責任に関する基本姿勢

極東開発グループの企業活動は、お客様やお取引先をはじめ、株主、地域社会および従業員などあらゆるステークホルダーとの関係の中で成り立っています。極東開発工業は、持続可能な社会を実現するために、法令、社会規範、国際的な規範、経営理念および自社で定める規定に則った健全で倫理的な企業活動を通じて、ステークホルダーのニーズと期待を尊重し、真摯に応えていきます。

ステークホルダーが必要とする情報について、適時適切、また効果的に提供すると同時に公平で透明な情報開示に努め、説明責任を果たしていきます。

- ① 持続可能な社会の形成に向けて企業活動を行う。
- ② あらゆる人権を尊重する。
- ③ 当社からの有害な影響を防止し緩和する。
- ④ 当社およびバリューチェーンのパフォーマンスの継続的改善に努める。
- ⑤ 公平で透明性の高い情報開示を行う。
- ⑥ 継続的な改善を通して企業と社会の発展に寄与する。

2. お客様に対する基本姿勢

極東開発グループは、お客様の安全と安心を最優先に考え、質の高い製品とサービスを提供します。また、日々のたゆまぬ研究開発を通して新しい価値を創造し、お客様からの顕在化したニーズと期待だけでなく、社会に潜在するニーズと期待に応え、持続可能な社会の実現を目指します。

- ① 製品の設計、生産およびアフターサービス、それぞれの場面でお客様の安全と安心を追求する。
- ② 誰もが使いやすい製品を提供する。
- ③ 部品調達を含めた製品の製造、使用および廃棄によって発生する環境汚染を予防し、環境に与える負荷を低減する。
- ④ 紛争や武力闘争など社会秩序を脅かす行為への製品利用に加担しない。

3. 人権に対する基本姿勢

価値観や考え方が異なるステークホルダーが協力し、持続可能な社会の実現に向けて共通の価値を創造していくためには、互いの相違点を尊重しあうことが大切です。相違点を認めることで、相互理解が生まれ、社会の進歩と発展へつながっていきます。

極東開発グループは、企業活動のあらゆる場面において、「世界人権宣言」並びに「国連ビジネスと人権に関する指導原則」など国際的に認められた人権に関する規範を尊重します。

- ① 採用・処遇を含めあらゆる企業活動において基本的人権を尊重し、性別、年齢、家系、人種、信条、宗教、社会的身分、国籍、民族、性的指向、性自認、障がいの有無などを含め、社会的弱者に対する差別的言動を排除する。
- ② 個人の多様な価値観を認め、一人ひとりのプライバシーを尊重する。
- ③ ハラスメント行為を禁止する。
- ④ 個人の意思に反する就労等の強制労働を禁止する。
- ⑤ 国・地域が定める法定就労年齢未満の児童を雇用しない。
- ⑥ 人権デューディリジェンスの仕組みを取り入れ、人権に関するリスクを適切に管理する。
- ⑦ 人権侵害を未然に防止する仕組みの整備に努め、万一発生した場合には社内外に設置する相談窓口等により速やかに是正および救済に取り組む。

4. 働く人^{*}に対する基本姿勢

極東開発グループは、安全と健康を守ることはすべてに優先するという考え方を基本とし、極東開発グループのために働く全ての人が安全かつ衛生的に働ける職場環境の整備に努めます。

また、一人ひとりが自立的かつやりがいをもって働く職場づくりを通して、仕事と生活の調和のとれた働き方を推進します。

- ① 労働安全衛生リスク及び機会を評価し、適切に管理することで安全で衛生的かつやりがいをもって働く職場環境づくりを推進する。
- ② 危険源を除去し、労働安全衛生リスクを低減する。
- ③ 従業員の自律的なキャリア形成と能力開発のための機会を平等に提供する。
- ④ 公正で公平な評価を行う。
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する。
- ⑥ 働く人との建設的な話し合いを通じて、共同で課題解決に努める。

^{*} 働く人とは、極東開発グループの管理の下で労働する又は労働に関わる活動を行う人を指します。

5. 環境問題への取組みに関する基本姿勢

極東開発グループの企業活動、製品およびサービスは、資源やエネルギーの利用を含めさまざまな点で自然環境に対して影響を与えています。

極東開発グループは、環境を守ることが企業の責務、かつ経営の重要課題であると考え、地球環境をより良い状態で次代に引継ぐための活動をあらゆる事業の場面で自主的かつ積極的に行います。

- ① 環境問題に積極的に取り組み循環型社会を追求する。
- ② 地球環境保全に役立つ技術開発を指向する。
- ③ 公害防止、汚染の予防、省エネルギーに配慮する。
- ④ 製品ライフサイクルを通じた環境負荷低減に努める。

- ⑤ 事業活動の中で使用する化学物質等の環境負荷物質の適正な管理に努める。
- ⑥ 生物多様性に配慮し、持続可能な地球環境の維持に努める。
- ⑦ 気候変動による影響を把握し対応する。

6. 公正かつ適法な企業活動に関する基本姿勢

極東開発グループは、国の内外を問わず、すべての企業活動において法令と企業倫理を遵守するとともに、ステークホルダーのあらゆるニーズに対して公平かつ公正に応えていきます。また、社会を構成する一員として、公正な企業活動を通して社会から信頼される存在であり続けるよう努めます。

- ① 社会の規範及び企業倫理を遵守する。
- ② 独占禁止法、輸出入関連法規、競争に関する法規など、各種関係法令を遵守する。
- ③ 関連する業界や地域社会のルールを遵守する。
- ④ 社内規定を遵守する。
- ⑤ 公的機関の職員（準公務員含む）への接待・贈答を禁止し、健全な関係を維持する。
- ⑥ 不法な政治献金を行わない。
- ⑦ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、あらゆる不当要求や不正な取引を拒否する。
- ⑧ 他者の特許権、著作権、商標権など知的財産権を尊重する。
- ⑨ 違反に対しては早期是正に努め、厳正に対処する。

7. 税務に関する基本姿勢

極東開発グループは、公正妥当な会計基準に則った会計処理を行い、各国の税務に関する法令等を理解し、法令及び国際規範に準拠した税務処理を行います。

- ① 各国で適用される会計基準・税法を遵守し、当社グループの税務内容、事業活動状況を開示する。
- ② 利用可能な優遇税制を適用し、税務の効率性の向上に努める。
- ③ 税理士法人等外部の専門家を起用し、見解の相違等に対応すると同時に税務リスクの最小化を図る。
- ④ 軽課税国・租税回避地（タックスヘイブン）への利益移転等の経済的合理性のない租税回避は行わない。
- ⑤ グループ間の国際取引は、独立企業間原則に則り設定した価格を用いる。

8. 会社資産の保全に関する基本姿勢

極東開発グループは、自社の資産のみならずお客様や取引先、業務提携先との契約を通して預かっている有形・無形の各種資産を活用することで企業活動を行っています。極東開発グループは、自然災害をはじめ外部からの攻撃や脅威、および日々の業務中の毀損・紛失・流出からの保護に努めます。

- ① 会社資産を積極的かつ有効に活用する。
- ② 会社資産は業務遂行及び適正な目的にのみ使用し、不正利用を禁止する。

- ③ 会社資産がその価値を毀損しないよう適切に管理する。

9. 情報管理に関する基本姿勢

企業活動を通じて得た個人情報、顧客情報、技術情報、経営情報、他社情報などさまざまな情報は、故意、過失を問わず外部に漏洩することによってステークホルダーに多大な損害を与えることにつながります。極東開発グループは、あらゆる場合を想定して、情報の適切な管理に努めます。

- ① 個人情報の重要性を認識し、その収集、利用、廃棄を含めた管理について、適用される法令を順守し、適切に取り扱う。
- ② 職務上の立場から知りえた未公開情報を利用したインサイダー取引など、自己の利益につながる行為を禁止する。
- ③ 知的財産の重要性を認識し保護と活用に努める。

10. 一企業市民としての基本姿勢

企業は、社会の一員としての役割を果たさなければなりません。極東開発グループは、企業としての役割を自覚し、社会を構成する良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に行うとともに、このような活動を重んずる企業風土を醸成していきます。

また、社会との調和、共存をはかるために社会との相互理解を深め、信頼関係を築く活動を積極的に行います。

- ① 社会の様々な歴史、文化、慣習を尊重する。
- ② 社会の文化的、経済的な発展に貢献する活動を推進する。
- ③ 地域社会との調和をはかる。

本規定の全部または一部を改訂する場合は、経営会議で決定する。

以上